

支援事業実施要綱

1 目的

中国地方におけるICTの普及促進や高度情報化に対応した地域づくりに寄与する活動に対し支援することを目的とする。

2 支援事業

- ①電子自治体構築推進に向けての普及活動。
- ②総務省などの推進する情報通信関係施策等について、広く国民に普及・啓発ができる活動。
- ③中国地域のICT利活用を推進し、教育・医療介護健康・働き方・防災・農林水産業・地域ビジネス・観光などの分野において、地域経済の活性化、地域課題の解決が期待できる活動。(例示)

- ア セミナー、情報研修会
- イ 講演会、フォーラム
- ウ 展示会

3 支援条件

共催又は協賛。

4 支援事業費及び支援金額

- (1)支援事業費は当該年度の会費収入の15%を上限とする。
- (2)1事業への支援金額は10万円を上限とし、かつ、主催者団体の支出を超えない額とする。

5 申込及び報告手続き

- (1)支援を希望する会員は、計画している企画内容を実施計画書(別紙参照)で事務局に提出する。
- (2)支援を受けた会員は、行事終了後、実施報告書を事務局に提出する。実施報告書には、支出に係る証憑書類を添付する。

6 審査及び支援決定手続

- (1)事務局は、実施する行事の目的・実施主体の属性・公開性、並びに懇談会の目的や各年度の事業との親和性等を勘案して審査を行う。なお、営利を目的とする企業活動の一環と見なされる私企業の行事については、本支援事業の主旨に鑑み、支援は行わない。
- (2)事務局は審査終了後、運営委員長に支援の適否について照会を行う。
- (3)運営委員長の承認をもって支援を決定する。

7 支援金額の確定及び支払い

- (1)実施報告書の提出を受け、支援金額を確定する。
- (2)支援金額が確定した後、請求書の提出を受け、支払う。

8 受付期間

原則として受付期間は5月1日から5月31日までとし、受付期間前までに実施する場合は行事実施日の3週間前までとする。

付則

この要綱は、平成16年3月19日から改正施行する。

この要綱は、平成20年5月14日から改正施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から改正施行する。なお、受付期間については平成27年5月1日からとする。

この要綱は、平成29年6月1日から改正施行する。